

案件（1）成年後見制度に関する情報共有

成年後見制度に関する団体、機関の現状

【専門職団体の状況】

- ① リーガルサポートでは、後見人名簿登録者数の頭打ちと、受任件数の限界に近づいている状況です。他団体の状況はいかがでしょうか。（公益社団法人 成年後見センターリーガルサポート神奈川県支部）
- ② ・候補者推薦に時間を要している。
2024年3月31日現在の名簿登録者は680名。内、厚木市を含む県央地区登録者は79名、ひとりあたりの平均受任件数3件となっている。候補者確保においては、勤務型の登録者は対応可能な件数が限られることや、名簿登録者の高齢化が課題となっている。
 - ・頻回な訪問や複雑な課題を抱えた事案への対応については、受任可能な名簿登録者が限られており、候補者の調整に時間を要することがある。
 - ・法人後見については、対応件数10件を超えて対応しており新規受任が難しい状況が続いている。（公益社団法人神奈川県社会福祉士会ばあとなあ神奈川）
- ③ ・組織構成としては総務委員会、相談委員会、研修委員会、業務管理委員会、情報研究委員会、促進委員会、地区長会などがあり、活発に活動を行なっている。
 - ・3ヶ月毎のオンライン定期報告（通帳コピー、事務経過記録、現金出納帳を添付）による不正防止対策を行なっている。
 - ・月曜日から金曜日まで平日の13時から16時の間、行政書士か否かの区別なく全国からの相談窓口を開設しており、苦情にも対応。困難事例のサポート体制も充実している。
 - ・毎年10時間の義務研修を実施。
 - ・家裁のホームページ上の情報（書式等）の変更や法律の改正、弁護士会等の他士業主催の研修などにつき情報研究委員会よりコスモス会員にメール配信を行い、重要な情報の情報共有を推進している。
 - ・任意後見契約についても、会員向けのホームページにて、任意後見契約書・事前説明書・契約締結までの手順を情報提供し、研修も行い利用促進を推進している。また、法定後見と同様に任意後見も定期報告の対象となっている。（公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部）

【制度利用】

- ① 報酬の話になると断ってしまう人が多いと思う。（厚木医療福祉連絡会 ケアマネジャー部会）
- ② 「親なき後」将来のことを考え「成年後見制度」の利用についての相談が少しずつ増えている。（厚木市・愛川町・清川村地域精神保健福祉団体連絡会）

- ③ 障がい者の相談支援センターにおいては、既に、後見人がついている方が数名いるところから、1、2名のところとばらつきがあり、障がい者相談支援センターが、成年後見制度に繋げたケースは、まだまだ少ない。どのセンターも、成年後見制度を利用した方が良いと思われる方はいるが、制度に対する本人、家族の理解が得られず、進められずにいるとわかった。高齢の親が本人の将来の事を考えて、成年後見制度についてあゆさばの説明を受けるまでは行くがそこからは進まない。進まない理由としては、成年後見人が決まったら、簡単に変更できない、利用料がかかる、家族で管理できるから等言われる。また、成年後見制度をどうやって進めたら良いのかと考えている家族もいるので、事例を紹介する機会があると良いとの意見もあった。(厚木市障がい者基幹相談支援センター)

成年後見制度に関する団体、機関の課題

【担い手不足の課題】

- ① 担い手不足の観点から、市民後見人の養成と法人後見の活用が課題となっていますが、後見制度を利用しない支援体制というのも必要であると感じます。具体的に福祉の現場では、どのような成功事例があるのか教えていただきたい。(公益社団法人 成年後見センターリーガルサポート神奈川県支部)

【専門職団体の状況】

- ① 苦情・不正防止対策について
専門職として質の高い後見活動を行うため、苦情対応や不正防止の対策に取り組むこととしている。団体への苦情などは敷居が高いことが課題であり、2024年度は苦情対応の仕組みの見直しなどを行うこととしている。(公益社団法人神奈川県社会福祉士会ぱあとなあ神奈川)
- ② ・主に横浜市、相模原市では年間100件を超える市区長申立の候補者推薦依頼を受けており、後見人等候補者の推薦依頼件数については地域差が激しい。
・あくまで個人的な感想ではあるが、市長申立については困難事例も多く、後見制度利用促進の取り組みへの積極性に地域毎、会員毎に差があるように感じる。
・神奈川県内の各地区で行われる事例検討会や無料相談会にも地域差がある。(公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部)

【制度利用】

- ① 成年後見制度を利用するにあたり、ハードルが高いように感じている。制度のことも分かりにくいいため、利用につながらない人も多い。(厚木医療福祉連絡会 ケアマネジャー部会)
- ② 「成年後見制度」に関する相談は増えている一方で相談には繋がっても「お金を取られる」「生活に制限が出てくるのでは」と継続した相談にはならないこともあり制度の正確な情報を伝えていく必要制と難しさを感じている。(厚木市・愛川町・清川村地域精神保健福祉団体連絡会)

- ③
- ・後見人と福祉関係機関など役割分担が曖昧な場合がある。
 - ・本人ともう少し関わってほしいと思う専門職がいる。
 - ・成年後見制度に繋げたくても、障がいによっては理解力が乏しく、利用を進めても同意が得られない。意思確認で揺れて時間がかかる。お金を取られると思い、同意しない。
 - ・本人が成年後見制度の利用を希望しても、家族が反対している。また、家族が金銭の管理が、できるからと言われることもある。
 - ・成年後見人の申し立てを行う場合の申請書類が多い。本人が記入できれば、あゆさぼのサポートをお願いして申立書の作成も可能だが、専門家をお願いすると費用が発生する。(厚木市障がい者基幹相談支援センター)